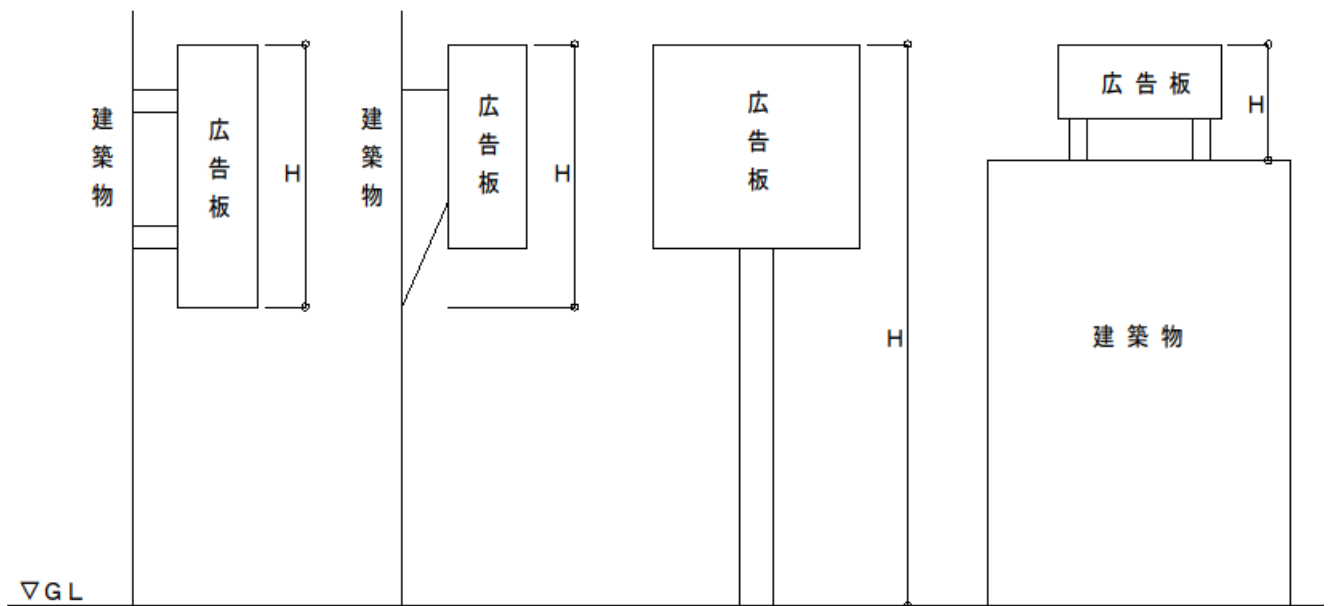


- ③ 広告板の高さ  
下図Hとする。



建築物又は工作物への取付けの位置に関わらず、当該広告物等（ブラケット等の支持部を含む。）の上端から下端までの垂直方向の長さとする

<制定年月日>令和 8年 2月 1日

※詳細等については、各特定行政庁にお問い合わせください。